

参 考

改正後全文

国債の即時グロス決済に関するガイドライン (案)

平成〇年〇月〇日版

日 本 証 券 業 協 会

目 次

I. 総 論	1
1. 目 的	1
2. 実施時期	2
II. 決済の円滑化に関するガイドライン	3
1. 決済金額の小口化	3
(1) 日銀ネットにおける国債決済 1 件当たりの上限額面	3
(2) 上限額面超の取引の処理方法	3
(3) 決済金額小口化の対象外の取引	3
2. 決済のメッセージフロー等	3
(1) メッセージフロー	3
(2) 国債資金同時受渡依頼の取消し	3
3. カットオフ・タイム等の設定	4
(1) カットオフ・タイムの設定	4
(2) リバーサル・タイムの設定	4
4. 決済日における市場参加者の行動指針	4
(1) 決済日当日の午前中の行動指針	4
(2) 決済日当日の正午からカットオフ・タイムまでの行動指針	5
(3) 決済日当日のカットオフ・タイム後の行動指針	5
(4) コアタイム以外における決済について	5
5. 預り口等の決済の円滑化	5
(1) DVP 決済への移行	6
(2) 事務スキームの確認	6
(3) 国債系システムにおける記事欄の活用	6
(4) 国債系システムにおける取引 ID の活用	7
(5) 「取引の種類」の設定	7
(6) ISO20022 化対応フォーマットの利用項目の制限	8
6. 決済円滑化に係る留意事項	8
III. フェイルに関するガイドライン	10
1. フェイルの定義	10
2. フェイル解消の誠実努力義務	10
3. フェイルに関するガイドラインの前提	10
4. フェイル・コストに関する考え方	10
5. フェイルチャージの取扱い	11
6. カットオフ・タイムの設定に係るフェイルの取扱い	11
7. フェイル状態の解消前に利払い及び償還を迎えた場合の受払い処理	11
IV. 二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン	13
1. 標準的なネットティング・スキーム	13

(1) ネットティングの形態.....	13
(2) 対象となる決済数量.....	13
(3) 対象となる決済方法.....	13
(4) 対象となる取引の約定照合時限.....	13
(5) 対象となる取引種別.....	13
(6) 対象となる国債の保有形態.....	13
(7) 対象となる口座.....	13
(8) ペア付けの方法.....	13
(9) 受渡金額が同額である場合のネットティング効力の発生時限.....	14
(10) 資金決済口座の指定.....	14
2. 標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング.....	14
3. 事務手続き.....	15
(1) ペア付け及び順位付けの指図.....	15
(2) ネットティングの照合通知.....	16
(3) ネットティングの照合時限.....	16
(4) 照合通知の送付方法.....	16
(5) 照合通知の確認方法.....	16
(6) 異議の通知.....	16
(7) 照合部署.....	16
4. 事前確認書及び事前通知書の参考様式並びに照合通知との関係.....	16
5. 「バイラテラルのペイメント・ネットティング」以外のネットティングについて.....	17

I. 総 論

1. 目 的

近年、金融取引に係る「決済リスク対策」の必要性が国際的な高まりを示すなか、わが国においては日本銀行が、平成 13 年 1 月 4 日に日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）における当座預金決済及び国債決済の即時グロス決済（Real Time Gross Settlement、以下「RTGS」という。）化を実施した。

国債決済の RTGS 化に伴い、市場参加者においては、従来とは全く異なる決済処理手続きへの移行及び決済事務の増加等に適切に対応する必要があると考えられることから、本協会では、証券会社、銀行、信託銀行及び生命保険会社の各業態からのメンバーにより組成される「国債決済 RTGS 化に関する研究会」を設置して検討を進め、国債の RTGS に関する市場慣行等について提言を取りまとめ、公表を行った。

さらに本協会では、上記の提言を踏まえ、市場参加者が日銀ネットにおける RTGS 関連の諸規程を前提として国債の RTGS への円滑な移行を実現し、国債決済 RTGS 化後の決済環境下における決済リスクの軽減及び決済の円滑性の確保を図るために遵守すべき市場慣行等を「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」として取りまとめ、平成 12 年 8 月に公表したところである。また、本協会では、その後も適宜ガイドラインの改正を行っているところである。

平成 21 年 5 月には、前年に起こった世界的な金融危機を踏まえ、本協会公社債委員会下部機関として、「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」を設置し、フェイルの頻発を抑制しつつ、フェイル慣行の更なる定着を図る観点から、オフショア円決済など国際的な決済動向を踏まえた、フェイルとして取り扱う DVP 決済の範囲の見直しも含む検討を行い、平成 22 年 4 月に最終報告書を公表した。これを踏まえ、平成 22 年 6 月、本ガイドラインについて改正を行い、同年 11 月 1 日から実施した。

平成 21 年 9 月には、本協会「証券受渡・決済制度改革懇談会」及び「証券決済制度改革推進会議」の下部機関である「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」を設置し、国債取引の決済リスクの軽減を図る観点から、決済期間の短縮に関する検討を行い、平成 22 年 12 月に中間報告書を公表した。平成 23 年 3 月には、国債の売買（アウトライト）取引における標準的な決済期間を T+3 から T+2 に短縮することに伴う、相対ネットイング照合事務の電子化等や異額面のペイメント・ネットイングの取扱いを取りまとめた。これを踏まえ、平成 23 年 6 月、本ガイドラインの「IV. 二当事者間におけるネットイングに関するガイドライン」について改正を行い、平成 24 年 4 月 23 日から実施した。

平成 25 年 12 月には、新日銀ネットの第二段階稼働に対応するため、本ガイドラインの全般について改正を行い、新日銀ネットの稼働日（平成 27 年 10 月 13 日）から実施することとした。

平成 26 年 11 月には、上記「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グル

ープ」が「国債取引の決済期間の短縮（T＋1）化に向けたグランドデザイン」を公表した。これを踏まえ、平成〇年〇月、本ガイドラインについて改正を行い、〇年〇月〇日から実施することとした。

本協会では、国債の RTGS に際して、多くの市場参加者が本ガイドラインを参考にされることによって国債取引が一層円滑に行われることを望むものである。

なお、本ガイドラインは、市場参加者の法律上の権利を何ら制限するものではない。

2. 実施時期

本ガイドラインの実施日は、国債のアウトライト取引における標準的な決済期間が T＋1 となる平成〇年〇月〇日とする。

Ⅱ. 決済の円滑化に関するガイドライン

1. 決済金額の小口化

(1) 日銀ネットにおける国債決済1件当たりの上限額面

1件当たりの決済に必要な国債及び資金の所要額を削減することにより、日中の未決済残高の積上がりを抑制し、いわゆる「すくみ」の解消を図るため、各市場参加者は日銀ネット国債系において国債を決済する際の1件当たりの上限額面を50億円とする。

なお、この取扱いは、上限額面を超える取引を行うことを何ら制約するものではない。

(2) 上限額面超の取引の処理方法

- ① 市場参加者は額面50億円超の取引を行った場合には、額面50億円を上限に同取引を分割したうえで日銀ネット国債系に入力するものとする。
- ② 約定処理と決済処理における小口化後の精算金額が相違することによる混乱を避けるため、額面50億円超の取引の小口化に当たっては、約定伝票処理の段階から額面50億円を上限に小口化する。

(3) 決済金額小口化の対象外の取引

次に掲げる取引は、その性格から決済金額小口化の対象外とする。

- ① 日本銀行との取引（T-Bill及び長国等のオペ、新発債の払込等）
- ② 財政融資資金及び国債整理基金との取引
- ③ 担保の差入れ・返戻に関する取引（自己口Ⅱ及びⅣとの取引）

2. 決済のメッセージフロー等

(1) メッセージフロー

原則として、市場参加者間の決済においては、国債の払出先参加者（以下「国債の渡し方」という。）が、決済日当日に国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）を送信する。

次に、受入先参加者（以下「国債の受け方」という。）が、決済指示（資金）を送信する。

この原則によらない場合には、必ず当事者間で事前の合意を得るものとする。

(2) 国債資金同時受渡依頼の取消し

国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の取消しは、その送信者が行うこととし、誤って他社送信分の取消しを行った場合は、直ちに相手方に連絡を行い適切な対応をとるものとする。

3. カットオフ・タイム等の設定

(1) カットオフ・タイムの設定

- ① カットオフ・タイムとは、一日の決済終了を視野に入れ、フェイル^(注1)等の認識を行うため、日銀ネット国債系の稼動が終了する前に市場参加者間で策定した決済の締切時刻をいう。
- ② 市場参加者は、原則として、カットオフ・タイムまでに国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の送信を終了させることとする。
- ③ カットオフ・タイムは、午後2時とする（元利払対象銘柄を含み、供託口に係る振替を除く。）。

(2) リバーサル・タイムの設定

- ① リバーサル・タイムとは、カットオフ・タイム時点において、取引当事者間で決済時刻延長の合意がなされた場合におけるフェイル状態の解消、及び決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行う時間をいう。
- ② リバーサル・タイムは、カットオフ・タイム後から日銀ネット国債系のコアタイム（午前9時～午後4時30分）終了時刻までの間とする。
ただし、コアタイム終了時刻の30分前からコアタイム終了時刻までの間については、主として、決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行うものとする^(注2)。
なお、元利払対象銘柄（供託口に係る振替を除く。）のリバーサル・タイムについては、過誤訂正等を含め、振替入力締切時刻である午後3時までに行うものとする。

4. 決済日における市場参加者の行動指針

(1) 決済日当日の午前中の行動指針

- ① 国債の渡し方は、コアタイム開始以降できるだけ速やかに国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の送信を行い、国債資金同時受渡依頼受付案内を受信した国債の受け方は、速やかに決済情報を確認のうえ、決済指示（資金）を送信する。
- ② 国債の発行払込みを行う市場参加者は、新発債発行日における発行払込み後の決済の円滑化を図るため、コアタイム開始以降できるだけ速やかに発行払込みを行うものとする。
- ③ 国債の渡し方は、残高がある場合、第三者からの国債の受入れを条件とした国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の送信を行わない。
- ④ 日本銀行へ送信する電文は、一定の件数に到達したところで送信するのではなく、極力速やかに送信する。
- ⑤ 日銀ネット国債系において決済の時間指定を行わない。
- ⑥ 国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の内容に過誤があった場合、

(注1) 「フェイル」は、Ⅲ. 1を参照

(注2) 日銀ネット国債系のコアタイムにおける運行スケジュールに基づくリバーサル・タイムは午後2時から午後4時30分の間である。このうち、午後4時から午後4時30分までの間は、主として、決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行うものとする。

国債資金同時受渡依頼受付案内を受信した者は、速やかに送信者に連絡をとり、当該受渡依頼の内容を確認のうえ、当事者間で速やかに対応することとする。

- ⑦ 決済順位については、フェイルの影響を最小化すると同時に、その後の決済の進捗度を高めるために大口決済を優先すべきものと考えられるが、大口決済を優先することで決済がすくむこともあり得るため、各当事者間で状況をよく把握して処理する。
- ⑧ 市場参加者は、当日中の決済を円滑に完了するため、極力正午までに当日分の決済を終了させることが望ましい。
- ⑨ 国債レポ取引のうち、当事者間で具体的な銘柄を特定しない形で約定した後、株式会社日本証券クリアリング機構において債務引受け及び銘柄の割当が行われるもの（銘柄後決めレポ取引）に関しては、⑧の規定に拘わらず、決済日当日の銘柄後決めレポ取引に係る 2 回目の債務引受けの申込時限までに約定した取引について、当日 2 回目の決済時限までに決済を終了させることが望ましい。

なお、2 回目の債務引受けの申込期限後に約定した取引についても決済日当日において円滑に決済が進むよう当事者間で誠実に対応するものとする。

(2) 決済日当日の正午からカットオフ・タイムまでの行動指針

- ① 午前中に決済が終了しなかった取引分については、その内容を確認し、決済をすくませている相手方に連絡を行い、速やかに国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）あるいは決済指示（資金）を送信するよう依頼する。
- ② カットオフ・タイム近辺に決済がずれ込む場合、国債の渡し方は決済を円滑に行うため、できるだけ早い時刻にその旨を受け方に連絡するとともに、極力連絡なく国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）を送信することのないよう留意する。
- ③ 市場参加者は、決済を円滑に終了するため適切なリバーサル・タイムの確保が必要であることを十分に認識し、カットオフ・タイムを遵守するものとする。

(3) 決済日当日のカットオフ・タイム後の行動指針

市場参加者は、リバーサル・タイムを利用して当日の決済を無事に終了するよう、当事者間で誠実に処理することとする。

(4) コアタイム以外における決済について

上記(1)～(3)の行動指針については、コアタイム以外における決済を妨げるものではない。

5. 預り口等の決済の円滑化

市場の決済リスクを軽減し、決済の円滑性を確保するため、預り口等の決済に関する対応について次の諸点に留意する。

(1) DVP 決済への移行

決済リスク削減の観点から、振込間接参加者（国債振替決済制度上の間接参加者、外国間接参加者及び顧客をいう。）及び日本銀行に当座預金口座を持たない日銀ネット国債系の振込直接参加者（国債振替決済制度上の参加者をいう。）についても、預り口 DVP (Delivery Versus Payment) 及び資金代行決済を効果的に活用して、DVP 決済に移行することが望ましい。

(2) 事務スキームの確認

預り口等の資金決済については、基本的に決済の依頼者とそれを受ける振込直接参加者との間で事務スキームを確認する必要がある。

当事者間で預り口等の資金決済について取決めを行う場合には、RTGS 化の流れを阻害することのないよう、また、一方の当事者が極端に不利とならないよう配慮することとする。

(3) 国債系システムにおける記事欄の活用

① 預り口決済については、照会事務等への対応から決済の依頼者を特定するため、国債系システムに設けられている記事欄を活用することとする^(注3)。

② 活用例は、次のとおりとする。

(イ) 金融機関、証券会社及び非居住者との取引では、下記 5. (3)③に定めるところに従う。

(ロ) 上記以外の間接参加者及び顧客に関しては、特定のコード・番号は使用せず、決済の当事者となる直接参加者同士の合意に基づいた方法により入力する。

③ 入力フィールドのマッピング

日銀ネットの記事欄のフォーマットに対して、以下のとおりコード・値を設定する。

(イ) CPU 接続・ULDL 機能 (ISO20022 フォーマット) の「11.0 Delivering SettlementParties」の「11.3 Party2」及び「12.0 Receiving SettlementParties」の「12.3 Party2」

－ 日銀ネット入力画面の「記事（国債払出先関係者 1）」、「記事（国債受入先関係者 1）」

i) 「BIC」欄 (12.16.1)

・ 非居住者の場合は、BIC コードを入力する。

ii) 「BIC 以外」欄 (12.16.3) 及び「コード設定主体」欄 (12.16.4)

・ 「BIC 以外」欄に、金融機関の場合は 4 桁の統一金融機関番号、証券会社の場合は 4 桁の証券会社等標準コードを入力する。

・ 「コード設定主体」欄に、統一金融機関番号の場合は「BA」、証券会社等標準コードの場合は「SC」を入力する。

・ BIC コードを利用しない等の非居住者の場合は、「BIC 以外」欄に非居住者

(注3) 国債系システムの記事欄は、DVP 決済に限らず FOP (Free of Payment) 決済に活用することも可能である。

を識別するためのコード等を入力し、「コード設定主体」欄に「NR」と入力する。

- ・ファンド・コードのマッピングについては、「BIC 以外」欄に「ファンドコード」を入力し、「コード設定主体」欄に「FN」と入力する。

(ロ) CPU 接続・ULDL 機能 (ISO20022 フォーマット) の「16.2 Qualified ForeignIntermediary」

－ 日銀ネット入力画面の「記事 (適格外国仲介業者)」

i) 「BIC」欄 (12.15.1)

- ・ BIC コードを入力する。

ii) 「BIC 以外」欄 (12.15.3) 及び「コード設定主体」欄 (12.15.4)

- ・ 値は入力しない。

※ 上記(ロ)の取扱いは、特定公社債対応が新日銀ネット対応後となり、新日銀ネット第二段階稼動時点においては、現行どおり QFI 情報をセットする必要があることとなった場合の設定方法を定めたものである。

④ その他の特記事項について

- ・記事欄に使用する文字については、原則として半角英数カナを使用することとし、改行コードは使用しない。
- ・証券会社又は金融機関を相手方とする取引において BIC コードを使用する場合は、事前に相手方との間で合意を得るものとする。

⑤ 自己勘定に係る決済を行う際は、自己口の記事欄に自己の金融機関コード等を入力しないこととする。

(4) 国債系システムにおける取引 ID の活用

① 国債払出先・受入先等決済関係者による対象取引の特定を容易にするとともに、ISO20022 メッセージを用いることに伴い、入出力項目として新設された取引 ID を活用することとする。

② 活用例は、次のとおりとする。

取引 ID の入力内容については、国債資金同時受渡依頼 (決済指示区分コード：国債) 及び口座振替を送信する者の任意とする。

ただし、国債資金同時受渡依頼 (決済指示区分コード：国債) を日本銀行に送信した以降の決済の一意性を決めるキーとしては、「国債資金同時受渡依頼受付案内 / 受付通知」及び「国債資金同時受渡決済指示対象通知」の受付番号を用いる。

(5) 「取引の種類」の設定

- ・ CPU 接続又は ULDL 機能による入力時には、「取引の種類」欄 (9.0 SettlementParameters — 11.32.16 SecuritiesTransactionType — 11.32.18 Proprietary) において、11.32.19 Identification に「TRFR」を設定し、11.32.20 Issuer に「BOJ」を設定する。これにより、日銀ネット端末による送信時と同様に

出力される。

(6) IS020022 化対応フォーマットの利用項目の制限

- ・電文フォーマット上、任意入力項目かつ、日銀ネット端末画面にない項目については、原則として、利用しない。

6. 決済円滑化に係る留意事項

- (1) 市場参加者は、約定日の翌営業日以降を決済日とする取引を行った場合には、極力決済日前営業日の午後 5 時 30 分までに約定照合を完了^(注4)させることが望ましい。なお、この取扱い、決済日前営業日の午後 5 時 30 分以降に約定照合を行うことを妨げるものではない。ただし、その場合、決済日当日において円滑に決済が進むよう当事者間で誠実に対応するものとする。
- (2) 市場参加者は、「国債取引のポストトレード事務の電子化・標準化の実務に関する取扱指針」に沿って、事務を行うことが期待される。
また、決済情報については、コンピュータで処理し、日銀ネットを通じ国債及び資金の残高を確認のうえ、速やかに入力処理できる体制を確立することが望ましい（日銀ネットとの CPU 接続も有効な方策と考えられる。）。
- (3) 日本銀行では、国債決済の RTGS 化に伴う資金需要の増加に対応するため、日中流動性を供与するための DVP 同時担保受払機能を設けている。各市場参加者は同機能を活用するなどして資金不足による決済の遅れが発生しないよう対応することとする。
ただし、同機能を利用する際は、担保の掛け目分の資金（不足分）を事前に確保しておくことに留意する。
- (4) 市場参加者は、国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の送信に当たり、国債残高が不足をするような送信を行わないこととする。
- (5) 国債と資金が別に動く決済（FOP 決済）及び書面決済については、DVP 決済と比べて決済リスクが高いうえ、国債と資金の残高管理及び決済のタイミング等を総合的に判断して行うこととなるため、そのコントロールには相応の負荷が予想される。したがって、DVP 決済が可能な市場参加者については、できる限り DVP 決済を行うこととする。
- (6) 国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の先日付入力、決済日当日に残高不足が発生させないよう留意する。
- (7) 利子配分先変更処理（事前入力分）において、利子計算用残高不足とならないよう留意する。
- (8) 利子配分先変更依頼（即時分）は、速やかに入力を行うものとする。
- (9) 利子配分先変更終了・取消（終了・取消区分：終了）を行う場合には、必要な利子

(注4) 株式会社証券保管振替機構が提供する決済照合システムを使用した約定照合の場合、「約定照合が完了した」とは、同システムを通じて売買報告データが承認されたこと又は一致したことをいう。

配分先変更処理が受け・払いともに完了したことを確認した上で行うものとする。

(10) 日本銀行又は株式会社日本証券クリアリング機構が記事欄又は取引 ID その他決済に係る事項に関しルールを定めた取引については、本ガイドラインにかかわらず、当該ルールに従う。

Ⅲ. フェイルに関するガイドライン

1. フェイルの定義

国債の受け方が、その渡し方から予定されていた決済日が経過したにもかかわらず、対象債券を受け渡されていないことをいう。

2. フェイル解消の誠実努力義務

フェイルは、決して推奨すべき状態ではなく、また、フェイルの多発は取引の円滑化、市場流動性の確保という本来の目的に反することになり兼ねないことから、市場参加者はフェイルを可能な限り回避することが求められる。やむを得ずフェイルとなった場合には、取引当事者間で誠実に対応し、フェイルの早期解消に努めなければならないものとする。

なお、フェイル発生時にフェイルした渡し方は、フェイルされた受け方よりフェイル発生の経緯説明を求められた場合は、経緯説明に努めなければならないものとする。

3. フェイルに関するガイドラインの前提

- (1) 市場参加者は、下記のフェイル・コストに関する考え方に鑑み、フェイルとして取り扱うためには、DVP 決済（取引当事者間で双方の債権債務を明確に保全した形で合意し、国債と資金を同一日に決済する場合を含む。）が前提となることに留意する。
なお、DVP 決済には、ユーロクリアやクリアストリームなど海外における決済を含む。
- (2) フェイルに関するガイドラインの対象となる取引は、売買取引及びレポ取引（条件付売買取引のスタート取引及びエンド取引並びに貸借取引の貸出及び返済をいう。以下同じ。）である。
- (3) 売買取引及びレポ取引の受渡しについては、売買取引の空売りにあつては「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」第 4 条、レポ取引にあつては「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」第 11 条又は「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」第 13 条に定める方法により行うものとする。
- (4) フェイルの発生をもって取引の解除権を行使しないこととする。
- (5) 国債の受け方が資金を用意できないことにより決済未了に陥る状態は、認めないこととする。
- (6) 本ガイドラインに定めるフェイル以外の決済未了については、当事者間において対応することとする。

4. フェイル・コストに関する考え方

- (1) フェイルした渡し方は、本来支払いを受けるべき資金を受け方から受け取ることができないため、債券保有のための資金調達コストを負担したり、受け取るべき資金運用益を放棄することとなるほか、経過利子については予定されていた決済日までの経過利子しか受け取ることができない。
- (2) 一方、フェイルされた受け方は、予定された決済日から実際に債券を受領するまでの経過利子を受け取れるとともに、決済未了により滞留する手元資金を運用すること

ができる。

- (3) また、低金利下においては、上記(1)、(2)でいう経済合理性が有効に機能せず、フェイルの多発といった事態が発生する懸念もあることから、フェイルされた受け方は、フェイルした渡し方に対して、フェイルチャージ（フェイルした渡し方に対して、金銭負担として賦課されるものをいう。以下同じ。）を請求できる。
- (4) したがって、フェイルについては特別の罰則を設けず、遅延損害金等の授受は行わないこととする。

5. フェイルチャージの取扱い

- (1) フェイルチャージの導入前の準備や計算・請求、受払い等の実務については、別に定める「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」（以下「実務取扱指針」という。）により行うものとする。
- (2) 市場参加者は、全ての DVP 決済の取引について、フェイルチャージを請求することができる。
- (3) 市場参加者は、フェイルチャージを導入するに当たり、実務取扱指針に定める事前通知などの方法により、取引当事者間で事前の合意が成立している必要があることに留意する。
- (4) フェイルチャージの算出は、以下の方法により行うものとする（計算式における定義等は実務取扱指針参照）。

$$\sum_{\text{フェイル期間}} \frac{1}{365} \times \max(3\% - \text{参照レート}, 0) \times \text{受渡金額}$$

6. カットオフ・タイムの設定に係るフェイルの取扱い

- (1) カットオフ・タイムにおいて国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の送信が終了していない取引分については、当事者間で事前の合意がある場合を除き、フェイルとして取り扱うこととする。

なお、市場参加者は、当事者間で事前の合意がある場合は、国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の送信が終了していない取引分について、カットオフ・タイム以前にフェイルとして取り扱うことができるものとする。また、当事者間で事前の合意がある場合であっても、コアタイム終了時刻（※）までに決済の終了しなかった取引はフェイルとなることに留意する。

（※）コアタイム終了時刻から日銀ネット国債系稼動終了時刻までの時間帯における取引を合意している場合は、「日銀ネット国債系稼動終了時刻」とする。

- (2) 市場参加者は、上記(1)の適用対象となった場合、フェイルの多発を避けるために当事者間で誠実に対応するものとする。

7. フェイル状態の解消前に利払い及び償還を迎えた場合の受払い処理

- (1) フェイル状態の解消前に利払いが行われた場合、受け方は本来受け取るべき利金相当額を渡し方に請求することとし、渡し方は利金相当額を受け方に支払うこととする。
- (2) フェイル状態の解消前に償還を迎えた場合、受け方は本来受け取るべき償還金及び利金相当額を渡し方に請求することとし、渡し方は対象債券に係る原約定の精算金額

を受け方から受領することを条件として、償還金及び利金相当額を受け方に支払うこととする。

なお、フェイル状態の解消前に償還を迎えた場合における当事者間の取引は、この受払いをもって終了したものとする。

IV. 二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン

1. 標準的なネットティング・スキーム

市場参加者は、以下の取扱いを行うに当たり、書面の有無は問われないものの、当事者間で事前に本取扱いを行う旨の合意が成立している必要があることに留意する（注5）。

(1) ネットティングの形態

二当事者間で履行期を同じくする国債の引渡債務及びこれに伴う資金の支払債務がそれぞれ相対立する形で存在する場合に、これら債務を国債、資金ごとに差引計算し、それらの差引額について決済を行う形態とし、この差引額決済が完了しない限りは、当該ネットティングの対象となっている原約定の債権債務の関係がそのまま存続することとする（以下「バイラテラルのペイメント・ネットティング」という。）。

(2) 対象となる決済数量

同一銘柄・同一額面の国債に係る取引のネットティング（以下「ペアオフ」という。）を対象とする。

(3) 対象となる決済方法

DVP 決済の取引を対象とする。

(4) 対象となる取引の約定照合時限

受渡日を基準とし、受渡日前営業日の午後 4 時 30 分までに約定照合に必要な情報の授受を完了し、午後 4 時 30 分から午後 4 時 45 分までに約定照合が完了した取引を対象とする。

(5) 対象となる取引種別

売買（条件付売買を含む。）取引同士及び現金担保付貸借取引同士、並びにこれらの取引相互間を対象とする（注6）。

(6) 対象となる国債の保有形態

振替国債を対象とする。

(7) 対象となる口座

取引口座単位に行うものとし、異なる取引口座間におけるネットティングは行わない。

(8) ペア付けの方法

受渡金額をキーとして、受渡金額の大きいものから順にペア付けを行う。

なお、同一受渡金額の取引が存在する場合の取扱いは、取引当事者間で確認することで対応する。

（注5） 本取扱いの取りまとめに当たっては、その日本法上の有効性を弁護士に確認している。

（注6） 条件付売買取引はスタート取引及びエンド取引、現金担保付貸借取引は貸出及び返済を対象とする。

(9) 受渡金額が同額である場合のネットティング効力の発生時限

ネットティング対象取引双方の受渡金額が同額であり、ネットティングの結果、実際に資金の受払いが生じなかった場合には、決済日当日における日銀ネットの決済開始時刻である午前 8 時 30 分（延長日は午前 7 時 30 分）をもってネットティングの効力が発生することとする。

(10) 資金決済口座の指定

原則として、日本銀行当座預金口座を指定する。

2. 標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング

- (1) 市場全体としての決済量の圧縮等による事務効率の向上、資金負担の削減の観点から、当事者間の合意がある場合には、上記 1. に示す「標準的なネットティング・スキーム」の「バイラテラルのペイメント・ネットティング」を前提としたうえで、上記 1. の(2)及び(8)の項目を変更した、同一銘柄・異額面の国債に係る取引のネットティング（以下「異額面のペイメント・ネットティング」という。）を「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」として行うことができる。

ただし、この場合においても、決済の円滑性確保等の観点から上記 1. の(3)～(7)、(9)及び(10)の項目は、標準的なネットティング・スキームに基づいて行うこととする。

- (2) (1)に基づいて、異額面のペイメント・ネットティングを行う場合には、「1対1の異額面のペイメント・ネットティング」又は「集約方式の異額面のペイメント・ネットティング」のいずれの方法を選択するか当事者間で合意したうえで、上記 1. の(8)の項目によらず、以下の取扱いを行う。

① 1対1の異額面のペイメント・ネットティング

1対1の異額面のペイメント・ネットティングを行う場合のペア付けは、標準的なネットティング・スキームにおけるペアオフの対象とならなかった取引に関し、次の手順により行う。

- (イ) ペアオフの対象とならなかった取引に関し、額面金額をキーとして、額面金額の大きいものから順にペア付けを行う。
- (ロ) 額面金額が同一の取引が複数ある場合には、受渡金額の大きいものから順にペア付けを行う。
- (ハ) 額面金額及び受渡金額が同一の取引が複数ある場合には、約定日付の古いものから順にペア付けを行う。
- (ニ) 額面金額、受渡金額及び約定日付が同一の取引が存在する場合の取扱いは、当事者間で確認することで対応する。

② 集約方式の異額面のペイメント・ネットティング

集約方式の異額面のペイメント・ネットティングとは、標準的なネットティング・スキームにおけるペアオフの対象とならなかった取引に関し、同一銘柄における決済総額を算出し、その差引額を決済する方式の異額面のペイメント・ネットティングを

いう。

集約方式の異額面のペイメント・ネットィングは、次の手順により行う。

- (イ) ペアオフの対象とならなかった取引に関し、銘柄ごとに、国債の渡し方となっている全ての取引の引渡総額と、国債の受け方となっている全ての取引の受取総額を算出する^(注7)。
 - (ロ) (イ)の引渡総額と受取総額のいずれか大きい方を構成する全ての取引を次の手順に従って順位付けする。
 - (a) 額面金額をキーとして、額面金額の大きいものから順位付けする。
 - (b) 額面金額が同一の取引が複数ある場合には、受渡金額の大きいものから順位付けする。
 - (c) 額面金額及び受渡金額が同一の取引が複数ある場合には、約定日付の古いものから順位付けする。
 - (d) 額面金額、受渡金額及び約定日付が同一の取引が存在する場合の取扱いは、当事者間で確認することで対応する。
 - (ハ) (ロ)における順位付けの高い取引から、(イ)の引渡総額と受取総額のいずれか小さい方の金額を超えるまで、取引の額面金額を集計する。
 - (ニ) (イ)の引渡総額と受取総額のいずれか小さい方を構成する全ての取引と、(ハ)で額面金額を集計した取引を対象に異額面のペイメント・ネットィングを行う。
 - (ホ) (ニ)において、異額面のペイメント・ネットィングの対象外とされた取引は、グロス決済とする。
- (3) 市場全体としての決済量圧縮の観点から、各市場参加者のネットィング導入を一層容易にするため、上記1. に示す「標準的なネットィング・スキーム」の「バイラテラルのペイメント・ネットィング」における「ペアオフ」を前提としたうえで、上記1. の(3)～(5)の項目を当事者間の合意によって変更したネットィングを「標準的なネットィング・スキームに準じたネットィング」として行うことも可能とする^(注8)。
- ただし、この場合においても、決済の円滑性確保等の観点から上記1. の(6)～(10)の項目は、標準的なネットィング・スキームに基づいて行うこととする。
- (4) 「標準的なネットィング・スキームに準じたネットィング」における法的有効性については、標準的なネットィング・スキームと同様である。

3. 事務手続き

(1) ペア付け及び順位付けの指図

当事者間の合意に基づき、その都度連絡は行わず、ペアオフや異額面のペイメント・ネットィングのペア付け及び順位付けをすることとする。

(注7) 引渡総額及び受取総額は、額面金額で算出する。

(注8) 例えば、FOP 決済のペアオフ、無担保の債券貸借取引同士のペアオフ等がある。

(2) ネットティングの照合通知

受渡日前営業日の午後 5 時までに両当事者で合意したネットティング対象取引を照合通知に記載し、相互に同通知を送付する。照合通知については、別途、「国債取引のポストトレード事務の電子化・標準化の実務に関する取扱指針」で定める様式を利用するものとする。

(3) ネットティングの照合時限

受渡日前営業日の午後 5 時 30 分までに照合を完了する。

(4) 照合通知の送付方法

当事者間の合意に基づく方法を利用する^(注9)。

(5) 照合通知の確認方法

取引先間相互に行うこととする。

(6) 異議の通知

内容に異議等がある場合は、受渡日前営業日の午後 5 時 30 分までに最終的に正しい照合通知を送付することにより、照合を完了させることとする。

(7) 照合部署

原則として、バックオフィス・セクションで行うこととする。

ただし、各市場参加者において、個別の事情に応じて別途の照合部署を指定し、取引相手先に通知を行うことも可能とする。

4. 事前確認書及び事前通知書の参考様式並びに照合通知との関係

市場参加者は、任意に事前確認書（参考様式 1 参照）及び事前通知書（参考様式 2 参照）を取り交わすこととするが、これらの書面を取り交わすことにより、容易に「標準的なネットティング・スキーム」及び「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」を行う際の合意内容、資金決済口座及び担当者名等を確認できる。

事前に当事者間の合意により事前確認書及び事前通知書を取り交わす場合は、次の点に留意して対応する必要がある。

- (1) 事前確認書及び事前通知書は相互に通知し合うことを基本とし、事前に確認した内容と通知された事前確認書及び事前通知書に相違がある場合は、当事者間で再度確認する。
- (2) 事前確認書及び事前通知書並びに照合通知書上に「日本証券業協会の『国債の即時グロス決済に関するガイドライン』の『IV. 二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン』に基づいたネットティング」と明記していることから、これらの書面のいずれを用いても「標準的なネットティング・スキーム」及び「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」の合意を容易に確認することができる。

なお、照合通知を電子的に送付する場合には、「日本証券業協会の『国債の即時グ

(注9) 具体的な送付方法の例については、「国債取引のポストトレード事務の電子化・標準化の実務に関する取扱指針」を参照。

ロス決済に関するガイドライン』の『IV. 二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン』に基づいたネットティング」である旨を当該照合通知上に記載することが実務上困難であることも考えられるため、事前に事前確認書及び事前通知書を取り交わすことにより、照合通知の送付方法や同旨の確認を行うことが適当と考えられる。また、照合通知に押印することは実務上困難であり、記名押印によって合意形成の確認を望む市場参加者にあつては、事前確認書及び事前通知書により確認を行うことが適当と考えられる。

- (3) 事前確認書及び事前通知書を取り交わした場合、同書で確認したネットティングの内容と照合通知に記載される取引の内容に齟齬が生じることも想定される。その場合の事前確認書と照合通知の関係については、まず当事者間で直前に確認した結果である照合通知の内容が優先するが、当事者間で照合通知に記載された内容に合意できない場合は、事前確認書の内容にしたがって処理することとする。

5. 「バイラテラルのペイメント・ネットティング」以外のネットティングについて

市場参加者間において、「標準的なネットティング・スキーム」によるネットティング及び「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」によらず、決済量の圧縮等による事務効率の向上、資金負担の削減が期待できる「バイラテラルのペイメント・ネットティング」以外のネットティング^(注10)を行う旨を合意することも考えられるが、こうしたネットティングの取扱いを行うに当たっては、次の点に留意して対応する必要がある。

- (1) ネットティングに関しては、差引額相当の国債又は資金の決済について、国債のフェイル又は資金の決済未了が生じる場合も想定する必要がある、国債のフェイル又は資金決済の未了時にどの取引分が対象となるか選別し、どのように対応を行うかといった実務的な点も考慮しなければならない。
- (2) 市場参加者間でネットティング・スキームを取り決めるに当たっては、事務効率だけではなく、RTGS 化の本来の趣旨の1つである決済リスクの削減も十分考慮しなければならない。
- (3) 「バイラテラルのペイメント・ネットティング」以外のネットティングを行うに当たっては、取り決めたネットティング・スキームの法的有効性を当事者間で正確に認識して行う必要がある。

以 上

(注10) 例えば、オブリゲーション・ネットティング（当事者間において履行期を同じくする複数の債権と債務が発生する場合に、新たな債権が発生する都度、履行期の到来を待つことなく債権と債務の差引きを行い、その履行期に履行すべき債権を一本化して決済する方式）がある。

(注)	平 1 2.	8. 2 9	制定
	平 1 2. 1 2.	2 6	改正
	平 1 3.	1. 4	施行
	平 1 4.	5. 1 6	改正
	平 1 4.	6. 1 0	施行
	平 1 5. 1 1.	1 4	改正
	平 1 6.	1. 1 9	施行
	平 2 2.	6. 1 1	改正
	平 2 2. 1 1.	1	施行
	平 2 3.	6. 9	改正
	平 2 4.	4. 2 3	施行
	平 2 5. 1 2.	1 0	改正
	平 2 7. 1 0.	1 3	施行
	平 ○・	○・○	改正
	平 ○・	○・○	施行

(別紙)

(図表) 事務処理時限の目安

事務プロセス	標準的なT+1以上の 決済期間の取引		左記以外 (T+0決済の取引を含む)	
決済日前営業日				
ネットティング有り				
約定照合に必要な情 報の授受	午後4時30分 ^(※1)	IV. 1. (4)		
約定照合	午後4時30分 ～午後4時45分頃	IV. 1. (4)		
ネットティング照合通 知交換	午後5時	IV. 3. (2)		
ネットティング照合実 施	午後5時30分	IV. 3. (3)		
ネットティング無し				
約定照合	午後5時30分	II. 6. (1)		
決済日当日				
コアタイム	午前9時 ～午後4時30分	II. 3. (2)②	午前9時 ～午後4時30分	II. 3. (2)②
決済終了目標	正午	II. 4. (1)⑧	正午	II. 4. (1)⑧
カットオフ・タイム	午後2時	II. 3. (1)③	午後2時	II. 3. (1)③
リバーサル・タイム	午後2時 ～午後4時30分 ^(※2)	II. 3. (2)②	午後2時 ～午後4時30分 ^(※2)	II. 3. (2)②

(※1) 当該時限を過ぎたものは相対ネットティングなしとすることが考えられる。

(※2) 元利払対象銘柄（供託口に係る振替を除く。）のリバーサル・タイムについては、過誤訂正等を含め、振替入力締切時刻である午後3時までに行う。

(参考) 日本証券クリアリング機構（JSCC）における決済時限

取引種類	対象決済	渡方清算参加者と JSCC との決済	JSCC と受方清算参 加者との決済
アウトライイト取引 銘柄先決めレポ取引	当初決済分	午後1時30分	午後2時
	フェイル解消分		
銘柄後決めレポ取引	1回目の銘柄割当て及 びエンド/unwind 分	午前10時30分	午前11時
	フェイル解消分		
	2回目の銘柄割当て分	午後1時30分	午後2時
	3回目の銘柄割当て分	午後3時30分	午後4時